

木城町定住促進奨励金制度一覧

H30. 4. 1現在

名 称	奨励金の内容及び対象	金 額	申請時期等	申請時に必要な書類	要件等
転入奨励金	家族での転入	30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・転入して1年後に申請 ・3年に分け年10万円交付 ・転入して1年経過した日から1年以内 	住民票 (世帯全員分) 戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯の代表者が16歳以上50歳未満の家族で継続して木城町に定住する意志があること ②転入した家族の中に木城町職員がいないこと ③世帯の代表者が就業しており、住居が町営の住宅でないこと ④住宅取得奨励金対象者は、平成30年4月1日以降に工事届を提出した者に限る
住宅取得奨励金	新築取得の場合	町内建築業者を元請とした場合、建築費用の20%以内 上限200万円 町外建築業者を元請とした場合、建築費用の10%以内 上限100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・転入して3ヶ月経過していれば入居後申請 ・取得日から1年以内 	住民票 (世帯全員分) 登記簿謄本 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ①賃貸向け、営業売買目的ではなく、個人住宅として取得し、居住用としての機能を有していること ②購入取得の場合、夫婦間・親子間の売買でないこと ③住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとする者でないこと ④平成30年4月1日以降に工事届が提出され、かつ、居住地の属する自治公民館への加入に同意する者に限る ⑤平成30年3月31日までに工事届を提出した者で、転入奨励金受給者については、転入奨励金受給額を減じる <p>※【フラット35】地域活性化型(UJターン)が利用できるようになりました。</p>
	購入取得の場合	購入費用の10%以内 上限80万円 (購入後6ヶ月までのリフォーム費用を含む)			
出産祝金	第2子出産祝金	10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・転入して3ヶ月経過していれば出生届後申請 ・出生日から1年以内 	住民票 (世帯主・出生者) 戸籍謄本	
	第3子以降出産祝金	20万円			
就学祝金	第2子以降就学祝金	10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学後に申請 ・小学校入学式日から1年以内 	住民票 (世帯主・就学者) 戸籍謄本	
商工業起業奨励金	新規起業準備助成金	準備費用の10%以内 上限50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・転入して3ヶ月経過していれば起業後の申請 ・起業日から1年以内 	住民票 商工会加入証明書 その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ①新規で起業した者 ②本町に定住する意志があり、木城町商工会の会員となり、青色申告をすること ③法人の場合は、法人登記すること ④事業所を構えること
共通条件					<ul style="list-style-type: none"> ①生活保護等の措置を講じられていないこと ②税、使用料等の滞納をしていないこと <p>※定住(5年以上居住)の要件を満たさなくなった場合には、奨励金を返還していただく場合があります。</p>

※詳細については、まちづくり推進課 TEL(0983)32-4727までお問い合わせください。